

## 障害を理由とする差別等の相談事例

### 1 差別解消のための体制整備

県では、令和3年3月に策定した「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を契機に、差別解消のための体制整備として、令和3年4月から、宮城県障害者差別相談センターを設置し、障害者に対する障害を理由とする差別や合理的配慮の不提供について、本人やその家族等からの相談を受付・対応している。

### 2 関係機関と連携した差別解消の取組

県に寄せられた障害を理由とする差別に関する相談について、宮城県障害者施策推進協議会と情報共有し、必要に応じて紛争の防止・解決に向けた議論を行っていく方針である。

### 3 相談実績

令和5年度（12月現在）

区分	件数
障害を理由とする差別	10
合理的配慮の不提供	9
その他	7
計	26

障害のある学生への対応をどうすればよいか、県の普及啓発の取り組みを教えてください等

令和4年度

区分	件数
障害を理由とする差別	7
合理的配慮の不提供	12
その他	7
計	26

令和3年度

区分	件数
障害を理由とする差別	2
合理的配慮の不提供	5
その他	7
計	14

#### 4 相談事例（3件）

前年度、宮城県障害者施策推進協議会において、令和3年11月から令和4年12月までに県に寄せられた障害を理由とする差別や合理的配慮の不提供に関する相談について事例紹介したことから、今回、令和5年1月から12月までに県に寄せられた相談の中から、以下3件の事例を紹介する。

##### 番号1

差別区分	事業者区分
合理的配慮の不提供	事業者（医療機関）
内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団体から、市町村に相談のあった以下の内容に関する対応等について、市町村の障害福祉担当部署の職員から、県の窓口で相談があった。</li> <li>○ 盲導犬ユーザーが医療機関を受診したところ、「他の患者の中には、犬アレルギーの患者さんもいるかもしれない、また、今、盲導犬について他患者への説明もできないため、盲導犬は風除室までしか入れない。」と言われ、盲導犬は、待合室・診察室に入れなかった。</li> <li>○ ご本人は移動支援を利用していたので、そのスタッフが風除室で盲導犬を見てくれたとのこと。</li> <li>○ 後日、医療機関に連絡し盲導犬の入室について話をしたところ、「そんなことを言うなら、ここを受診してもらわなくていい」と言われたので、市町村から指導してほしいと言われた。</li> <li>○ また、ご本人は盲導犬ユーザーになる前から、その医療機関に通院しており、これからも通院したいとのことだが、どのように対応したらよいか。</li> </ul>	
センター対応	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下のとおり助言を行った。</li> <li>○ ご本人から、受診した際の状況等を直接聞いて、ご本人の想いを確認していくことが必要である。</li> <li>○ 具体的には、ご本人の了承を得て、医療機関に連絡し、事案が発生した際の状況等について、場所や職員体制等を伺い、また、医療機関が診察を受けるために工夫したことについても確認していく必要がある。</li> <li>○ 両者の話を伺うことが大切であり、事案が発生した際のご本人と医療機関の状況等を把握し、盲導犬ユーザーであるご本人がこれからも安心して診察を受けられるためにはどうしたら良いのかを考える。</li> <li>○ 盲導犬を見たことがない人も多く、そもそもペットと盲導犬の違いについて知ることが必要なかもしれないし、また、厚労省から医療機関向けの資料には、盲導犬を受け入れている医療機関の事例等もあるので、そういった内容を紹介し、知ってもらう</li> </ul>	

<p>ことが大事である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある患者さん誰もが安心して医療を受けられるよう配慮についてお願いをしていく。</li> <li>○ 大切な話なので、医療機関も忙しいとは思いますが、電話ではなく訪問し、直接話し合えると良い。</li> </ul>
---

番号2

差別区分	事業者区分
その他	事業者（大学）
内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学関係者から、発達障害のある学生への合理的配慮について、県の窓口で相談があった。</li> <li>○ 発達障害のある学生への合理的配慮で悩んでいる。合理的配慮が義務化されるが、どのようにすればいいのだろう。</li> <li>○ 大学側の配慮としては、本人と保護者の了解をもらい、クラスメイトの学生、先生方に本人の障害特性について説明し、必要な配慮について説明をしている。</li> <li>○ 具体的な事案については記載しないが、障害特性は以下のとおり。</li> <li>○ 人との距離が身体的にも・心理的にも理解が難しい、相手の気持ちが分からない（人が嫌がることを面白がってやる）、抽象的な事は理解が難しい、視線のコントロールが難しい、おおむがえし（エコラリア）</li> </ul>	
センター対応	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでも大学として、本人の障害特性を理解しながら本人と話し合い、調整をしてこられたのだろうと感じたことを伝えた。</li> <li>○ 相談者の「どこまで「合理的配慮」すればいいのだろう・・・」という質問については、今までは大学と本人（保護者）で話し合っていて、出来るだけの調整をしてきているようだが、本人に関わっている専門職がいるのであれば、専門職とも一緒に考え話し合っていくという「合理的配慮」は出来るのではないかと思うことを伝えた。</li> <li>○ 例えば、本人と大学がどのようなことに悩んでいて、どのような調整が可能なのか、そのことについて本人（保護者）はどう思うのか、また、そのことを本人が出来るのか、例えば、出来るためにはどのようなことが必要なのだろうか？・・・など</li> <li>○ 本人（保護者）と専門職を交えて一緒に話し合ってみた上で、それでも出来ないことはあると思うことを伝えた。</li> <li>○ そうですね。大学だけで決めるのではなく、本人（保護者）と関わっている専門職とも一緒に話し合っていくのが、建設的な対話ですよ。まだやれることができました。とのことで終話となった。</li> </ul>	

番号3

差別区分	事業者区分
障害を理由とする差別	その他（個人）
内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談者は、視覚に障害があり、白杖を利用しており、日頃感じている障害者差別について話を聞いてもらいたいとのことで、県の窓口相談があった。</li> <li>○ 仙台駅前白杖をついて歩いていると、若い子がわざとぶつかってきたり、歩いているところで白杖をいたずらしたりする人がいる。</li> <li>○ 相手は、わざとやっても追いかけて来ないと思っているんだと思う。あと、どうせ見えないからとか。</li> <li>○ 相手の立場になって考えることが出来ると良いと思うが、自分がその立場になってみないと分からないと思う。</li> <li>○ また、「ヘルプマークを持っていても声をかけられたことがない」という人も多い。声をかけるというのは、本当にエネルギーがいること。白杖を持っていると、地下鉄などに乗っていて、腕を引っ張られ、席に座るよう言われたりもするけど、当事者に声をかけるのは大変なことだと思う。</li> </ul>	
センター対応	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 白杖をついて歩いている人がわざとぶつかられたり、白杖をいたずらされることがあることを初めて知って驚いたことを伝えた。</li> <li>○ また、ヘルプマークを持っているということは、外見からは分からなくても配慮や手助けを必要としている方だということは分かるが、どういうことに困まっているのか、どのように声をかけてもらえるといいか尋ねると、「私の場合は挨拶とかしてもらえると嬉しいです。挨拶してもらえると、自分を見ていてくれる人がいるんだなと思えるので嬉しいですね。」と仰っていた。</li> <li>○ その他に、相談者がよく行く調剤薬局での以下の好事例を教えていただいた。</li> <li>○ 相談者がよく行く調剤薬局が3箇所あるが、相談者が訪問し椅子に座ると、薬局のスタッフの人たちが相談者のそばに来て、処方箋から薬の手渡し説明など丁寧にしてくれる。しっかりと薬が飲めるように、薬局でどのようなことができるのかも教えてくれる。一包化できることや粉碎できること、色々教えてくれて、「必要な時はいつでも言ってくださいね。」と言ってもらえるため、安心して利用出来る。</li> <li>○ どの薬局もそういう対応なわけではない。普通に、何々さんとカウンターから呼ばれて、そこに移動しなければならないところもあり、狭い店の中で、他の方もいるので大変ということも少なくない。</li> <li>○ 相手の立場になって考えてもらえる嬉しい、と改めて相談者が仰っていた。</li> </ul>	